

用語の説明

普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公立大学附属病院事業、その他地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計の総称をいう。

一般財源

一般財源とは、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいう。一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などをいう。

実質収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。

単年度収支

実質収支とは前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもので、〔当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支〕によって求められた額をいう。

実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したものの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標であり、次の算式によって求められた額をいう。

$$\boxed{\text{単年度収支}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{財政調整基金} \\ \text{積立額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{地方債} \\ \text{繰上償還金} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{財政調整基金} \\ \text{取崩し額} \end{array}}$$

(黒字要素) (黒字要素) (赤字要素)

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率であり、
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

で求められる。経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に対して余裕が持て、財政構造に弾力性があることになる。通常、人件費、扶助費、公債費等が増加すると、経常収支比率は高くなり、財政運営は硬直化する。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数であり、通常、
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
 で求められた数値の過去3か年間の平均値をいう。

義務的経費

歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であり、支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいう。一般的には人件費、扶助費、公債費がこれにあたる。

投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれにあたる。

(参考) 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要になる。

実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各地方公共団体において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、公営企業会計を対象とした資金不足比率とあわせて、算定・公表されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D}$$

A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B：地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)(公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金など)

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「歳入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E：標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

F：臨時財政対策債発行可能額